

大分県報

令和五年
第四一六号
六月九日

（金曜日）

目次

告示

指定納付受託者の指定……………一
道路の供用開始……………一

公告

契約者等の公示（三件）……………一
ふぐ処理講習会の開催……………三
落札者等の公示……………四

○告示

大分県告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年六月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称

所在地

指定をした日

三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号

令五・四・一

株式会社大分カード

大分市中央町二丁目九番二十二号

〃

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

〃

楽天ペイメント株式会社

東京都港区港南二丁目十六番五号NB
F品川タワー

〃

株式会社メルペイ

東京都港区六本木六丁目十番一号六本
木ヒルズ森タワー

〃

株式会社エム・ピー・ソリュ
ーション

東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オ
クラブレステージタワー八階

〃

SBペイメントサービス株式
会社

東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポ
ートシティ竹芝オフィスタワー

〃

株式会社DGフィナンシャル
テクノロジ

東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号
デジタルゲートビル十階

〃

ブリッジ・モーション・トゥ
モロー株式会社

東京都品川区西五反田七丁目七番七号
SGスクエア七階

〃

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等
キャッシュレス決済の方法により納付する使用料、手数料、財産収入及び諸収入

三 指定期間

指定をした日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年六月九日

大分県知事

佐藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道津房木裳線

宇佐市安心院町松本字津房口一五九番四二
から
宇佐市安心院町妻垣字大口田上ノ原東一四
三四番二八まで

令五・六・九

令和五年六月九日

大分県報（告示・公告）

一

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年六月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
電子計算機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依 田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億千四百五十六万六千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年六月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

令和五年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千五百三十八万七千二百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年六月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

地方税統一QRコード印字対応等県税システム改修業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

六千五十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

		<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当</p> <p>大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。） 第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。 令和五年六月九日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 講習会の受講対象者 条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間の満了の日が令和六年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び令和七年二月二十八日の者</p> <p>二 講習会の開催期日及び場所</p>			
①	令和五年九月十九日	別府市山の手町二番一号	ビーコンプラザ	国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
②	令和五年九月二十一日	由布市挾間町挾間一〇四番地一	はさま未来館	速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三二番地二四 日出総合庁舎内
③	令和五年九月二十九日	大分市大字下郡四九六番地三八	大分県教育会館	別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
④	令和五年十月六日	国東市武蔵町古市一〇七番地一	武蔵中央公民館	由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
⑤	令和五年十月十一日	大分市大字下郡四九六番地三八	大分県教育会館	白杵支部	白杵市大字白杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
⑥	令和五年十月十三日	佐伯市長島町一丁目二番一号	佐伯総合庁舎（午前）	津久見市支部	津久見市港町一番二二号 津久見商工会議所内
⑦	令和五年十月十三日	佐伯市長島町一丁目二番一号	佐伯総合庁舎（午後）	佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
⑧	令和五年十月十七日	中津市豊田町十四番地三八	中津文化会館	豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
⑨	令和五年十月二十日	別府市山の手町二番一号	ビーコンプラザ	竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
⑩	令和五年十月二十三日	日田市三本松二丁目三番一号	日田玖珠地域産業振興センター	日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
⑪	令和五年十月二十五日	大分市大字下郡四九六番地三八	大分県教育会館	玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
⑫	令和五年十一月二日	白杵市大字白杵字浜二の二〇七番地五六二	白杵市中央公民館	中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
				宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
				支 部 名	宇佐市大字辛島一九八番地二 宇佐商工会議所
				支 部 所 在 地	
				<p>⑬ 令和五年十一月七日</p> <p>三 講習時間及び当日受付時間</p> <p>(一) ①から⑤及び⑦から⑬</p> <p>講習時間は、午後一時から午後三時四十分まで</p> <p>当日受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。</p> <p>(二) ⑥のみ</p> <p>講習時間は、午前九時三十分から正午まで</p> <p>当日受付時間は、午前八時四十五分から午前九時二十五分までとする。</p> <p>四 講習会の受講申込みの受付期間及び場所</p> <p>1 受付期間 令和五年八月十六日（水曜日）から同月二十五日（金曜日）まで</p> <p>2 受付場所</p> <p>次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部</p>	

令和五年六月九日

大分県報（公告）

令和五年六月九日

大分県報（公告）

四

豊後高田支部

豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内

大分市支部

大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年六月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校・市町村立学校教職員パソコン用OS・ソフトウェア 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県教育庁教育デジタル改革室
大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日
令和五年四月一日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会九州支店 支店長 瀧 場 誠
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十九番二十四号
- 五 落札金額
八千二百三十一万四千一円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和五年二月十七日